

## 一般社団法人日本スピリチュアルケア学会公益通報に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）並びに本法人の会員の法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見及び是正並びに公益通報者の保護を図るため、通報制度に関する必要な事項を定め、もって本法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正・公平性の確保に資することを目的として、必要な事項を定める。

（対象）

第2条 この規程は、本法人の役員並びに会員、又は本法人が雇用する者（以下、「会員等」という。）のすべてに適用する。

（役員 of 責務）

第3条 本法人の理事長並びに役員は、本法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正・公平性を阻害するような違法行為等の防止及び排除に努めるとともに、違法行為等が生じた場合には、この規程及び一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）並びに関連する本法人の諸規程に基づき、迅速かつ適切に措置を講じなければならない。

（会員の責務）

第4条 本法人の会員は、法令及び本法人の規程を遵守することの重要性を深く認識し、本法人の事業目的の遂行に協力しなければならない。

2 本法人の会員は、本規程が定める公益通報に関する調査に対しては、正当な理由がないかぎり、これに応じなければならない。

（公益通報の範囲）

第5条 会員等が、次に掲げる各号のいずれかに該当する行為を行ったとき、本法人が設置する機関に公益通報することができる。

- (1) 法令、本法人の定款及び規程等に違反、又は違反するおそれのある行為
- (2) 本法人の会員の立場による研究が研究倫理に抵触する行為
- (3) 本法人が認定するスピリチュアルケア専門職の立場による活動がスピリチュアルケア専門職の倫理規程に抵触する行為
- (4) その他、本法人の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせ、又は失わせるおそれのある行為

- 2 前項に定める公益通報は、本法人の会員等のみならず、本法人の会員等ではない第三者も本法人に対して行うことができる。

(通報者の責務)

第6条 公益通報を行う者は、客観的で合理的根拠に基づいて公益通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(通報窓口)

第7条 本法人に、法令及び本法人の諸規程の遵守を推進するために、本法人の事務局に公益通報の対応を行う通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、公益通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。
- 3 公益通報の適切な管理のため、通報受付責任者を定め、定款第17条第4項に定める事務局長がこれにあたる。

(公益通報の受理等)

第8条 事務局長は、第7条に定める通報窓口において公益通報を受け付けたときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、公益通報委員会の開催を指示し、その委員会においてその受理又は不受理を決定するものとする。

(調査)

第9条 公益通報委員会は、前条第2項により理事長から公益通報を受理した旨の報告を受けた場合、公益通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

- 2 公益通報委員会は、前項の調査を行う場合にあっては、必要に応じ、理事長が委嘱した委員会委員に法律専門家等を加えることができる。
- 3 公益通報委員会は、調査を行う場合にあたり、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

(理事長への報告)

第10条 公益通報委員会は、前条の調査の結果を理事長に報告するものとする。

- 2 公益通報委員会は、第1項の報告を行う場合は、次条第1項に規定する理事長が行う措置について意見を述べることができる。但し、理事長はこの意見に拘束されない。

(公益通報に係る措置)

第11条 理事長は、前条第1項に規定する委員会の報告を受けたときは、当該報告における公益通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、公益通報の事実に係る違法行為等

を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事長は、調査等の結果、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、本法人が別に定める規程に基づき、懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じるものとする。

(公益通報を行った者の保護)

第12条 本法人は、公益通報者保護法その他関係法令等を遵守し、公益通報を行ったことを理由として、公益通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 本法人は、公益通報者が本法人の会員等以外の者であった場合、当該公益通報者の人権並びにプライバシーの保護に十分に留意しなければならない。

- 3 公益通報者は、公益通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口を通じて理事長に申し立てることができる。

(通知)

第13条 本法人は、公益通報者に対して、公益通報の受領、受理・不受理の決定、調査結果及び是正結果について、公益通報において違法行為等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。但し、匿名通報の場合、又は通報者が特定できない場合にはこの限りではない。

(秘密保持義務)

第14条 事務局長、公益通報委員会委員及びその他公益通報に関与した者は、職務上知り得た秘密及び通報者及び被通報者の個人情報等を漏らしてはならない。この場合における義務は、当該関与者がその職を退いた後も存続するものとする。

(利益相反関係の排除)

第15条 事務局長、公益通報委員会委員は、その他公益通報に関与する者は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。